

## 西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日

(要) 告示第 55 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日 (要) 告示第 24 号

改正 令和 3 年 3 月 25 日 (要) 告示第 29 号

改正 令和 4 年 3 月 3 日 (要) 告示第 15 号

改正 令和 6 年 3 月 26 日 (要) 告示第 39 号

西条市住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱（平成 18 年西条市（要）告示第 9 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の新エネルギー及び省エネルギー関連設備（以下「新エネルギー等関連設備」という。）の導入を積極的に支援することにより、地球環境の保全及び市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、もって環境に調和した低炭素なまちづくりを推進していくため、新エネルギー等関連設備を導入した者に対し、予算の範囲内において、西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成 16 年西条市規則第 40 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、新エネルギー等関連設備とは、別表第 1 に定める設備をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 自ら居住する市内の住宅（居住の用に供する部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上である店舗等との併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。）に新エネルギー等関連設備を導入する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 家庭用燃料電池システム及び蓄電池を導入しようとする者については、えひめカーボンクレジット倶楽部に入会し、又は入会していること。ただし、別表第 2 に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

2 単身赴任等のやむを得ない事由により、対象設備を導入した市内の住宅に一時的に住所を有しない者については、前項第 1 号中「自ら」を「自らと同一生計にある者が」と読み替える。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第 3 のとおりとする。

2 補助金は、一の補助対象者に対し、補助対象設備の種類ごと 1 回に限り交付

する。

- 3 補助対象となる設備は新品（メーカー等の保証又は導入後のサポート体制が確保されているものに限る。）のみとし、中古品は対象としない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、新エネルギー等関連設備の導入を完了した日から1年以内に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は蓄電池

- ア 補助対象設備の導入に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書の写し
- イ 補助対象設備の製品パンフレットの写し
- ウ 補助対象設備の導入前及び導入後のカラー写真（型式を確認できる部分を含む物に限る。）
- エ 申請者の市税納税証明書
- オ 補助対象設備保証書の写し
- カ えひめカーボンクレジット倶楽部申込書及び申込みに必要な書類
- キ 延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）

- ア 補助対象設備の導入に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し及び経費の内訳が分かる書類
- イ ZEH建物全体のカラー写真
- ウ 当該住宅の場所を明らかにする地図
- エ BELS評価書の写し
- オ 施工証明書
- カ 申請者の市税納税証明書
- キ 延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請は、先着順に受け付けるものとし、補助総額が予算額に達した際には受け付けを終了する。

- 3 補助金の額については、申請日における別表第3に掲げる額とする。

（手続の代行）

第6条 申請者は、前条に規定する申請に係る事務手続について、新エネルギー等関連設備を販売する者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。

（交付額の確定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付額を確定し、補

助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、市長に補助金交付請求書（様式第3号）を提出し、市長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けた設備を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、あらかじめ市長に処分承認申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前条の承認を受けずに設備を処分したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、設備の導入について不正な行為があったとき。

（報告）

第11条 市長は、補助金を交付した者に対し、当該設備の使用状況等の報告を求めることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に西条市住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金要綱の規定により、補助金の交付申請があったものについては、なお従前のおりとする。

附 則（平成28年3月24日（要）告示第24号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱様式第1号から様式第4号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 3 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた申請については、この告示による改正後の西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日（要）告示第 29 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に導入された新エネルギー等関連設備について適用する。ただし、この告示による改正前の西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱の規定による補助を受けた新エネルギー等関連設備を除く。

附 則（令和 4 年 3 月 3 日（要）告示第 15 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日（要）告示第 39 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定にかかわらず、この告示の施行の日前に新エネルギー等関連設備を導入し、かつ、令和 5 年 4 月 1 日以後に居住を開始した者については、居住開始日から 1 年以内又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで申請することができる。

別表第1（第2条関係） 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
Z E H	<p>(1) 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS）において、次の評価及び認証を受けた住宅であること。</p> <p>ア 一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であること。</p> <p>(ア) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>(イ) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>イ 強化外皮基準（UA値）が<math>0.6 \text{ W/m}^2\text{K}</math>以下であること。</p> <p>(2) 県内に本店を置く中小建築業者等が施工する住宅であること。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムで、一般財団法人日本ガス機器検査協会の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたもの。</p>
蓄電池	<p>(1) リチウムイオン蓄電池部とインバータ等の電力変換装置とが一体的に構成されたシステムが、次の要件に適合していること。</p> <p>ア 蓄電容量が1kWh以上のものであること。</p> <p>イ 蓄電池について、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたもの。</p> <p>(2) 電気自動車等充電設備については電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有するものであること。</p>

別表第 2（第 3 条関係）

要件
1 「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約第 4 条（1）の入会資格を満たさないもの
2 「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約第 4 条（6）の入会資格を満たさないもの
3 市長がやむを得ないと判断したもの

別表第 3（第 4 条関係） 補助対象経費及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
Z E H	設備費（再生可能エネルギー発電設備、高断熱外皮等）、工事費	20 万円（定額）
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体及び附属品（独自モニター等）、工事費（据付、配線、配管工事等）	導入金額の 1 / 10 （上限 10 万円）
蓄電池	【定置用リチウムイオン蓄電池】 設備本体（蓄電池部、電力変換装置）、附属品（キュービクル、独自計測表示装置）、工事費（据付、配管工事等）	導入金額の 1 / 10 （上限 5 万円）
	【電気自動車等充給電設備】 設備本体、附属品（充電コネクタ、ケーブル等）、工事費（据付、配管工事等）	

注 補助金の額に 1, 000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第5条関係）

西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

西条市長 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

補助対象設備の種類	<input type="checkbox"/> ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 蓄電池（定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備）	
補助対象経費(税込み)	円	
補助金交付申請額	円	
設備を導入する建物等の種類別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売	
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 併用住宅（店舗等業務の用に供される面積が総床面積の2分の1以上の住宅） <input type="checkbox"/> 上記に該当しない住宅	
申請方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人による申請 <input type="checkbox"/> 下記の手続代行者に申請に係る事務手続を代行させます。	
手続代行者	住所	
	会社名	
	代表者名	
	担当者名	
	電話	

導入設備概要

Z E H	導入完了日 (工事完了日)			
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	製造者名		型式名 (品番)	
	製造番号	(発電) (貯湯)	発電出力(kW)	
	使用燃料	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス		
	導入完了日 (保証開始日)		売電開始日 ※売電しない場合は不要	
電気自動車等充給電設備	製造者名		型式名	
	導入完了日 (保証開始日)			
定置用リチウムイオン蓄電池システム	製造者名		型式名	
	製造番号		蓄電能力 (kWh)	
	導入完了日 (保証開始日)			
太陽光発電システム 設置有 <input type="checkbox"/> (パワーコンディショナ 2台設置の場合 にあっては、2 台分記載)	パワーコンディショナの 情報	製造者名		
		型式		
		製造番号		
	最大出力 (kWh)			
	稼働開始日 (受給開始日)		売電開始日 ※売電しない場合は不要	



申請者 住所氏名

年 月 日付けで交付申請のありました西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金については、西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定に基づき、下記により交付します。

年 月 日

西条市長

記

1 補助対象システム

この補助金の交付の対象となる新エネルギー等関連設備の内容は、補助金交付申請書及びその添付書類に記載されたとおりとします。

2 交付金額 金 円

3 交付条件

この補助金の交付条件は、次のとおりとします。

- (1) 補助金は、交付申請の内容に反して使用してはならないこととします。
- (2) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。
  - ア 交付要綱の規定に違反したとき。
  - イ 交付要綱第9条により対象システムを処分したとき。
  - ウ その他事業の施行について不正の行為があると認めたとき。

- (3) 補助金を交付した方に対しては、当該設備の使用状況調査などへのご協力をお願いすることがあります。

年 月 日

西条市長

殿

申請者 郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号 ( ) -

補助金交付請求書

年 月 日付け西条市指令 第 号にて交付の決定を受けた 年度西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金について下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (補助対象者本人)							
ゆうちょ 以外の金 融機関	銀行 農協 金庫	支店  支所	普通  当座									
ゆうちょ 銀行	/	通帳記号			通帳番号（右詰で記入）							
		1				0	の*					

※ 通帳の再発行回数（該当がある場合のみ記入）

年 月 日

西条市長 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
ふりがな  
氏 名 印  
電話番号 ( ) -

処 分 承 認 申 請 書

西条市新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定通知番号  
年 月 日付け西条市指令 第 号
- 2 新エネルギー等関連設備導入場所 西条市
- 3 補助対象者氏名
- 4 処 分 の 方 法（該当する項目に○印）

売 却	譲 渡	交 換	貸 与	担 保	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※「その他」の場合は、その内容について具体的に記入してください。

( )

- 5 処 分 の 時 期 年 月 日から

- 6 処 分 の 理 由

( )